

札幌社保協 FAXニュース

2011年 3月 23日(水)
 社保協事務局 発行
 TEL823-0867 Fax821-3701
 E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp
 http://www.sapporo-syahokyo.jp/

国保・介護・後期
 高齢者110番は
 3月31日(木)です

就学援助制度で助かります

新婦人、道生連が相談・集団申請



就学援助制度は、子どもが減っている中で年々利用世帯が増えており、札幌でも昨年度で対象児童年齢の18%になっています。しかし、政府の地方分権政策などで交付金がカットされているため、自治体によっては助成を半額にしたり、1割負担を設ける所も出ています。

3/17新婦人道本部と道生連は、それぞれ恒例の就学援助相談と集団申請を行いました。市教育委員会学事課の担当者も来て申請を受け付けました。

【新婦人】

南区の小学校1日体験の日に配られた相談会のピラを見て、30代のお母さんが申請に来ました。申請後は新婦人にも入会されました。この日は5件の申請がありました。

【道生連】

申請に来られた40代のお母さんは、夫と2人で美装業をしています。高校生になる子と中学2年生の子がいます。「就学援助をずっと利用して、とても助かっています」と話します。ご自身もがんを患って治療を続けていることもあり、医療費が大変とのこと。「子どもの医療費も、就学援助でもう少し対象を広げてほしい」と言っていました。この日は12件の申請をしました。



西区社保協 震災支援募金と西区へ震災対策申し入れ

西区社保協は3/17、宮の沢のスーパー前で吹雪の中でしたが、東日本大震災の支援募金活動を10人で行い、7797円が寄せられました。

また、西区役所へも①一刻も早い救援活動、②泊原発の安全対策、③市の防災体制強化・区民への周知、を緊急に申し入れました。札幌市も物資を現地へ送った、市住を250戸用意し受け入れ用意をしている、西区ガイド・地震防災マップを用意している、と区側から回答がありました。



東日本大震災救援カンパをお願いします。
 北洋銀行 菊水支店
 普通口座 ○四七二五九六
 道労連東日本大震災義援金
 事務局長 出口憲次



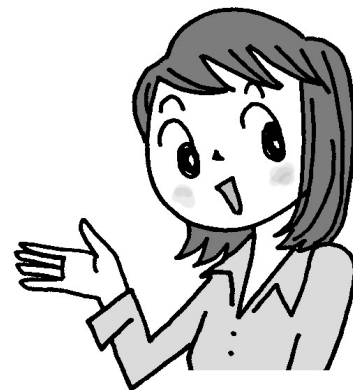
各地で重税反対統一行動

3.13重税反対統一行動が、3/11札幌市内では民商と道生連を中心に各区で開催されました。

西・手稲集会は、ちえりあで各団体から約100人が参加して開かれました。集会では各団体の決意表明があり、中田西民商事務局長からは、消費税増税、所得税法の改悪、国税通則法の改悪に反対する取り組みが強調されました。

東日本大震災に関わる、住宅・医療・貸付金 等の特別対策が実施されます。相談の時に活用しましょう。

北海道生活と健康を守る会連合会の資料から作成



[1] 居住の確保

○道営住宅

- ・家賃敷金免除、保証人不要、原則1年以内
- ・問い合わせ (石狩)道管理公社 011-205-5255

○札幌市営 250戸を確保

厚別99戸、手稲40戸、東区38戸、北区21戸、豊平14戸、清田12戸、西10戸、白石8戸、南6戸、中央2戸。

- ・家賃免除、原則1年間、手続きは市役所本庁舎7階住宅課 (土日可)
- ・問い合わせ (011-211-2806) 18時まで。

○各市町村営住宅 自治体に問い合わせして下さい。

[2] 医療の確保 《3. 15厚労省保険局医療課事務連絡》

- 1) 医療機関に対する、診療・調剤・訪問看護分の一部負担金は、支払いを猶予する。(5月末まで)
- 2) 市町村は、保険医療機関が猶予した、一部負担金を減免・猶予する。
- 3) 公費医療助成は、関係書類がなくても受診できる。《3. 11厚労省健康局事務連絡》
被保護世帯は、「保護を受けていること」を申し出れば受診できる。

[3] 生活保護の取り扱い 《3. 17厚労省社会・援護局保護課長通知》

- 1) 実施責任は、避難先の実施機関が負い、現所在地保護を行う。
- 2) 申請意志を確認したら申請権の侵害のないように留意し、迅速に対応すること。
- 3) 被災地に資産があっても、特別な事情に配慮し「処分することが出来ないか、又は著しく困難なもの」(次官通知第3の3)として扱うこと。
後日資力が判明したときは、法63条を文書で明らかにし保護を開始すること。
- 4) 住宅扶助費(家賃)は、避難前の家賃が必要やむを得ない場合は支給してかまわない。
なお、家主に連絡可能なときは、契約解除を指導すること。
- 5) 保護継続の場合、被災地の実施機関と避難先の実施機関とで二重支給があり得る。
法63条の返還義務を明らかにして開始すること。

[4] 福祉資金「緊急小口資金」の特例 《3. 11厚労省社会・援護局保護局長通知》 《3. 18厚労省社会・援護局地域福祉課長通知》

- 1) 被災世帯で当座の生活費を必要とする世帯とし、低所得者とは限らない。
- 2) 原則10万円だが、特に必要と認められる場合は20万円以内とする。
 - ・世帯員に死亡者・要介護者がいる世帯。
 - ・4人世帯以上
 - ・重傷者・妊産婦・学齢児童がおり社協会長が認めるとき。
- 3) 貸付後1年据え置き、その後2年以内の償還。
- 4) 民生委員は関わらない
- 5) 捺印は押印か拇印で可。印鑑証明は後日で可
- 6) 本人確認は、柔軟にする。被災者名簿の活用や親族の立ち会い・照会の確認も可。